

# 合併処理浄化槽整備費補助金交付までの流れ

※申請者となっている手続きは、申請者本人以外（施工会社など）が行うことができます。

## 1 「補助金交付希望申込書」（様式第1号）の提出

### 【申請者から環境保護課へ】

- ・環境保護課に直接持参してください。※郵送、FAX不可。代理人可。
- ・地域によっては、実地確認をさせていただく可能性があります。
- ・先着順で受付を行いますが、予算額に達した日に複数の申込書を受け付けている場合は、その中で抽選を行い、申請対象者を決定します。
- ・「補助金交付希望申込書」提出後は、補助予定額が増額する記載内容の変更は、受け付けませんので、ご注意ください。

### 《添付書類》

- ・設置場所案内図（明細地図等の写し）

## 2 対象地域や補助予定額、予算範囲内か否か等を確認し、申請対象者を決定する

### 【環境保護課】

## 3 申請対象者となった旨の通知及び「補助金交付申請書」（様式第2号）の送付

### 【環境保護課から申請者本人へ】

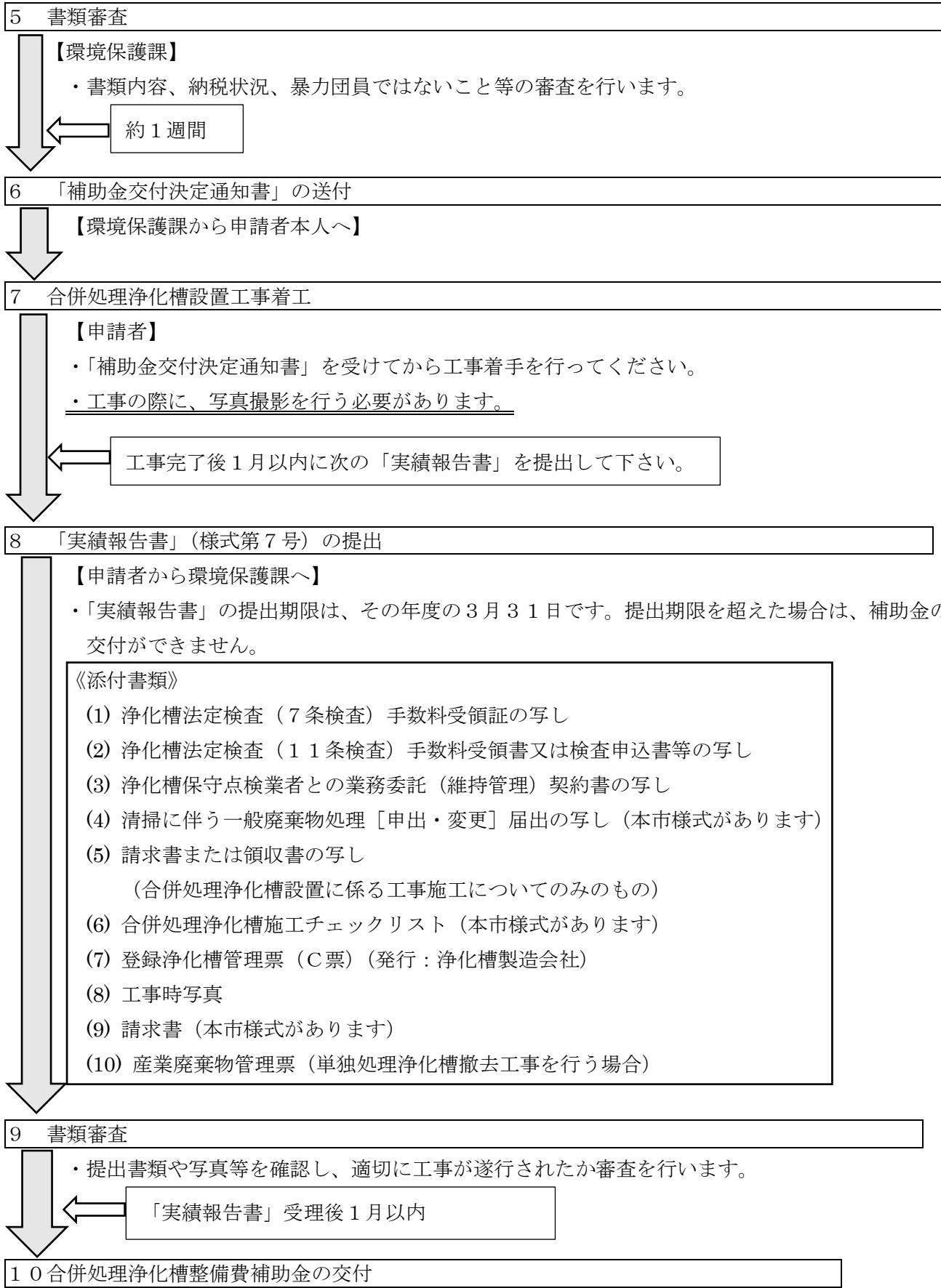
## 4 「補助金交付申請書」（様式第2号）を提出

### 【申請者から環境保護課へ】

- ・2の通知を受け取ってから1月以内に提出してください。

### 《添付書類》

- (1) 浄化槽配置配管図（浄化槽配置場所、排水管（赤）を明示したもの）
- (2) 建築平面図
- (3) 浄化槽設置届出書の写し（保健福祉事務所の収受印の押印してあるもの）
- (4) し尿浄化槽概要書の写し
- (5) 見積書の写し（合併処理浄化槽設置に係る工事施工についてのみのもの）
- (6) 型式認定書（浄化槽法第13条第1項に基づく認定）、  
型式適合認定書・型式適合認定書別添仕様書及び図面、国土交通大臣認定書
- (7) 浄化槽設備士免状の写し  
(昭和63年度より前に浄化槽設備士を取得された場合は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し)
- (8) 登録証（発行：全国浄化槽推進市町村協議会会長）
- (9) 納税証明書（完納証明用）…市役所資産税課（11番窓口）で発行できます。



お問い合わせ先

小田原市役所 環境部環境保護課 公害対策係

(33-1483)